

環水大海発第 2309291 号  
令和 5 年 9 月 29 日

都道府県知事 殿  
水質汚濁防止法政令市長 殿

環境省水・大気環境局長  
( 公 印 省 略 )

### 海域の窒素・りんの暫定排水基準の見直しについて

海域の窒素・りんについては、排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）附則第 2 項において暫定的な排水基準（以下「暫定排水基準」という。）を設定しており、その適用期間は令和 5 年 9 月 30 日に終了する。

現行の暫定排水基準の対象業種について、現時点での各対象業種の排水濃度の実態及び適用可能な処理技術等に照らし、排水基準を定める省令第 1 条に規定する排水基準（一般排水基準）への対応の可否を確認し、各対象業種に係る暫定排水基準を必要に応じて見直した上で、適用期間を令和 10 年 9 月 30 日まで延長する。このため、排水基準を定める省令の一部を改正する省令（令和 5 年環境省令第 14 号。以下「改正省令」という。）を令和 5 年 9 月 29 日に公布し、同年 10 月 1 日から施行するものである。

については、下記の事項に留意の上、改正省令の円滑かつ適切な運用を図られるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

### 記

#### 1 改正の内容

暫定排水基準が適用されている業種のうち、窒素含有量に係る 3 業種及びりん含有量に係る 1 業種については現行の暫定排水基準のまま、適用期間を令和 10 年 9 月 30 日まで延長する。また、酸化コバルト製造業については、暫定排水基準を見直し、適用期間を令和 10 年 9 月 30 日まで延長する。改正省令施行後の暫定排水基準については、別添のとおりである。

## 2 暫定排水基準が適用される特定事業場について

改正省令の施行に当たっては、暫定排水基準が適用される特定事業場の取扱いについて以下の事項に十分留意されたい。

- (1) 暫定排水基準が適用される特定事業場が同時に複数の業種に属する場合には、当該業種に係る排水基準のうち最大の許容限度のものを適用する（附則別表備考4）。
- (2) いわゆる共同処理場（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第74号の施設を有する事業場）については、その処理する水を排出する特定事業場の属する業種に属するものとみなして、暫定排水基準を適用する（附則別表備考5）。

## 3 水質汚濁防止法に係る指導の徹底について

暫定排水基準は、ただちに一般排水基準への対応が困難な業種について、暫定的に緩やかな基準値を時限つきで認めているものである。改正省令による暫定排水基準が適用されている特定事業場に対して、適用期間終了後に一般排水基準に対応することができるよう、必要な指導等をお願いする。

今般の暫定排水基準の見直しの検討に当たり、畜産農業に属する特定事業場（面積50m<sup>2</sup>以上の豚房を有するもの。以下同じ）の一部において暫定排水基準の超過事例及び水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第14条に基づく測定義務を履行していない事例が見られた。これらの規定への違反については、水質汚濁防止法第31条及び第33条において罰則が設けられている。このため、貴自治体におかれては、水質汚濁防止法に基づく排水基準の遵守について、一層の徹底を図られたい。

また、畜産農業に属する特定事業場からの排水については、窒素の一般排水基準の許容限度（120mg/L）を達成している割合は約7割で平成30年の暫定排水基準の見直しの際からほぼ変わっておらず、リンの一般排水基準の許容限度（16mg/L）を達成している割合は5割程度と依然低いままである。畜産農業に属する特定事業場においては、排水処理設備の適切な運用により改善が見込まれる事例も見られることから、貴自治体におかれては、排水処理設備の導入・更新に加え、その適切な運用・管理等についての助言や指導の一層の強化を図られたい。なお、指導に当たっては、豚熱の発生等により巡回指導が困難な場合であっても、IT技術を活用したオンラインでの指導の実施等について積極的に検討いただきたい。

なお、本通知については、関係省にも情報提供しており、畜産農業に属する特定事業場に対する指導に当たっては畜産担当部局とも連携いただきたい旨申し添える。

(別添)

<全窒素>

(単位：mg/L)

	業種その他の区分	現行 (平成30年10月1日 ～令和5年9月30日)		見直し(案) (令和5年10月1日 ～令和10年9月30日)	
		許容 限度	日間 平均	許容 限度	日間 平均
窒素	天然ガス鉱業	160	150	<u>160</u>	<u>150</u>
	畜産農業 (豚房を有するものに限る。*)	130	110	<u>130</u>	<u>110</u>
	バナジウム化合物製造業及び モリブデン化合物製造業(バ ナジウム化合物又はモリブデ ン化合物の塩析工程を有する ものに限る。)	4,100	3,100	<u>4,100</u>	<u>3,100</u>
	酸化コバルト製造業	300	100	<u>200</u>	<u>100</u>

<全りん>

(単位：mg/L)

	業種その他の区分	現行 (平成30年10月1日 ～令和5年9月30日)		見直し(案) (令和5年10月1日 ～令和10年9月30日)	
		許容 限度	日間 平均	許容 限度	日間 平均
りん	畜産農業 (豚房を有するものに限る。 *)	22	18	<u>22</u>	<u>18</u>

※面積が50㎡以上のもの